

2 韮崎市男女共同参画推進委員会要綱

平成18年3月31日
訓令乙第34号

(趣旨)

第1条 韮崎市男女共同参画推進条例（平成18年3月韮崎市条例第32号）第19条に規定する韮崎市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画の推進に関する基本的な計画に関すること。
- (2) 前号に規定する計画の推進に関すること。
- (3) 男女共同参画に関する苦情又は相談に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

- 2 委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1人、副委員長2人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財政課において行う。

（平19訓令乙19・一部改正）

(補則)

第8条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令乙第19号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

3 韮崎市男女共同参画推進計画策定委員会設置要綱

平成23年8月25日
訓令乙第28号

(設置)

第1条 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定に基づき、韮崎市男女共同参画推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するに当たり、韮崎市男女共同参画推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) その他推進計画の策定に係る資料の収集及び調査に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、推進計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民代表
- (2) 学識経験者
- (3) 各種団体推薦者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から推進計画の策定が終了する日までの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

5 最初に招集される委員会は、第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(部会)

第7条 委員会は、第2条に規定する所掌事務を検討するため、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。